

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

	国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
第1-3 各役割	・保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、実施する。	・保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。 ・保育士の資格管理の実施主体として、児童生徒性暴力等を行ったと認められる保育士について必要な措置を講ずる。	・県や保育所等の関係者との連携を図りつつ、保育の実施主体として、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる。	・関係者との連携を図りつつ、保育士による児童生徒性暴力等の防止等に取り組む。 ・在籍する児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する。	・保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用する。 ・任命又は雇用する保育士が児童生徒性暴力等を行ったと史料するときは、速やかに知事に報告する。
第2-1 児童生徒性暴力等の防止に関する施策					
第2-1-1 保育士に対する啓発	○ ・全ての保育士が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図る。 ・保育士に対し、児童の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。 ・県・市町村における児童生徒性暴力等の防止等に向けた保育士の研修等について取組状況を調査、取組事例の共有を図る。	○ ・保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、保育士の研修及び啓発の充実を図る。	○ ・保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、保育士の研修及び啓発の充実を図る。	○ ・全ての保育士の共通理解を図るため、外部専門家を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図る。 ・保育士による児童生徒性暴力等の問題に関する園内研修や保育の振り返りなど様々な機会を捉えて実施するなど取組の充実を図る。	-
第2-1-2 保育士養成課程を履修する学生への理解促進	【指定保育士養成施設の役割】 保育現場において児童に対する児童生徒性暴力等を未然に防止していくため、指定保育士養成施設においては、保育士養成課程を履修する学生に対して例えば以下の科目等を通じた指導や、保育実習の事前指導等の授業において、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための取組を行うこととする。 ○法における保育士の欠格事由、信用失墜行為や保育士の専門的倫理に関する科目 ○性的虐待を含む子ども虐待や子どもの人権擁護に関する科目 ○子どもの最善の利益を考慮した保育の基本的な考え方などについて定めた「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）に関する科目 【国の役割】 国においては、指定保育士養成施設に対し、保育士養成課程を履修する学生への入学時や保育士養成課程の履修ガイダンス等の機会を捉えた指導など児童生徒性暴力等の防止等のための取組の充実を促す。	-	-	-	-
第2-1-3 児童及び保護者に対する啓発	○ ・児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切に、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	○ ・児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切に、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	○ ・児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切に、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	○ ・児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。	-
第2-1-4 その他の施策	-	-	-	○ ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そのような行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、保育所等は、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育士で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。 ・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な支援体制の構築など、予防的な取組等を強化することが必要である。児童や職員の数が少ない環境や時間帯などについては、特に留意して措置を講ずる必要がある。	-

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

	国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
第2-2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策					
第2-2-(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備	(早期発見のための措置)				
	-	-	○	○	-
第2-2-(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備	(相談体制の整備)				
	-	○	○	-	-
第2-2-(2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置	(基本的な考え方)				
	-	○	-	-	-

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
(任命権者等による都道府県への報告)				
-	-	-	-	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任命又は雇用する保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この報告は虚偽又は過失によるものを除き、守秘義務の規定に抵触するものと解してはならない。（法第18条の20の3） ・「児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは」とは、何らの根拠無く主観的な嫌疑を有するといったことのみでは該当しないものの、例えば、他の職員からの具体的な証言や児童の様子についての保護者からの具体的な相談があった場合など、嫌疑をかけるに足りる一定の根拠があれば該当すると考えられる。そのため、確定的な根拠がなければこれに該当しないなどとして必要な報告を怠るようなことがあってはならない。また、保育士による児童生徒性暴力等の事実に関し、保育所等に通報があった場合等、児童生徒性暴力等の事実が疑われる場合には、任命権者等は被害児童やその保護者への確認のほか、他の職員や児童からの聴取、防犯カメラ映像の確認などにより、当該事実の有無の確認を行った上で、当該事実があると思料するに至った場合は速やかに県への報告を行うことが求められる。なお、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、当該保育士が児童生徒性暴力等を行ったことを認めているかどうかにかかわらず、県への報告は必要となることに留意が必要である。 ・保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うに当たっては、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮することが求められる。ただし、いたずらに被害児童への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な事実確認を怠るようなことがあってはならない。 ・県から事実確認等に関する要請があった場合には、必要な協力を行うとともに、あわせて、例えば、職員からの具体的な証言や保護者からの相談の記録、防犯カメラ映像等の児童生徒性暴力等の事実があると思料する根拠となる客観的な資料を適切に保存することが求められる。
(所轄警察署への通報等)				
-	-	-	-	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒性暴力等の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、被害児童を徹底して守り通すという観点や被害児童に対してさらに重ねて累次の聴き取りを行うことを避ける観点からも、任命権者等はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することが必要である。なお、任命権者等は、県による児童生徒性暴力等の事実確認の結果を待たずに所轄警察署に通報することができることに留意する必要がある。 ・任命権者等が公務員である場合、その職務を行うことにより、合理的根拠に基づき犯罪があると思料するときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑事訴訟法」という。）の定めるところにより告発をすることが求められる。なお、任命権者等が保育所等の設置者である市町村に報告し、報告を受けたこれらの者が告発を行う場合には、重ねて告発を行う必要はないと考えられる場合もあり得る。

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
(都道府県による事実確認のための調査)	-	○	-	-
	<p>・任命権者等からの報告等により、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等や市町村等と連携し、被害児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を書しないう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮しながら、当該事実の有無の確認を行うための調査（質問や報告徴求等）を行うことが求められる。当該調査に当たっては、「事実確認等の実施」、「都道府県間の連携」、「その他の事実確認等に関する留意事項」の内容を踏まえて実施することが考えられる。なお、知事は保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合にはその登録を取り消さなければならないこととされており（法第18条の19第1項）、本規定に基づき、県は上記の調査を行う権限を有するものである。</p> <p>・上記調査は、法や認定こども園法に基づく保育所等への指導監査や、法に基づく被措置児童の虐待に係る調査と併せて効率的に実施することも考えられ、県内の関係部局や市町村と連携を図ることが重要である。</p> <p>・上記調査については、被害を受けたとされる児童の尊厳の保持及び再発防止についても調査の目的とされることに留意するとともに、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とする必要がある。</p> <p>・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者としては、医師、弁護士、警察経験者、学識経験者等が考えられ、事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要である。</p> <p>・協力を得る専門家については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や学会からの推薦等により参加を得ることにより、当該調査の公正性・中立性を確保するよう努めることが求められる。</p> <p>・その際、教育職員性暴力等防止法第19条に基づいて学校の設置者が行う調査に協力することとなっている専門家を保育士による児童生徒性暴力等の調査及び事実確認においても活用することについて、あらかじめ県教育委員会等との間で必要な調整を行い、協力を得られる体制を整えておくことなどが考えられる。</p>			

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
(事実確認等の実施)				
-	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の明確化に当たっては、被害児童や保護者等から聴き取りを行うことが考えられる。県が調査を行うに当たり、特に自ら被害を訴えることが困難な児童本人への聴取にあたっては、適切な支援と配慮を行う必要がある。具体的には、児童の負担を軽減するとの観点から、児童からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数についての留意が必要であるとの指摘があることを踏まえ、捜査機関等においては、代表者聴取の取組を行っているところであるので、被害児童から聴き取りを行うに当たって、こうした取組に留意が必要である。 ・被害児童に対して聴き取りを行う場合、弁護士や医師、学識経験者等の外部の専門家等児童生徒性暴力等の事案に係る聴き取りに長けた者の協力を得て丁寧な事実確認を行うことは非常に有効であると考えられる。また、被害者の意向等により、保育所等の管理職や担任等により聴き取りを行う場合であっても、聴き取り項目や方法が適切かどうかや、聞き取った内容について補充の質問等が必要かどうかなど、外部の専門家の助言を得つつ行うことが必要であると考えられる。その際、仮に、将来的に当該保育士が特定登録取消者となり、欠格期間後に保育士の再登録を申請した場合、再登録の審査においては、上記の事実関係で判明した児童生徒性暴力等を行った事実に基づき当該特定登録取消者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われることを踏まえ、事実確認段階においては、当該保育士が行った児童生徒性暴力等を適切に把握しておくことが重要なことに留意する必要がある。 ・児童のプライバシー保護に十分に留意する必要がある。例えば、県や任命権者等が、調査の初期の段階で十分な確たる情報がない中、断片的な情報で他の職員や他の利用児童の保護者等に誤解を与えたりすることのないよう留意する必要がある。 	-	-	-
(都道府県間の連携)				
-	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任命権者等から、法第18条の20の3に基づき報告を受けた都道府県知事（以下「報告受付知事」という。）は、当該報告に係る保育士の登録先が他の都道府県である場合、登録先の都道府県知事（以下「登録先知事」という。）にその旨を通知（別添様式2により通知）するものとする。 ・その上で、保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認及び登録取消の判断は、登録先知事の責任において行うこととなるが、報告受付知事は、登録先知事から児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の34の2に基づく書類の提示や情報の提供などの求めがあった場合には、当該保育士が行った児童生徒性暴力等の事実確認のための調査等に資する協力を行うことが求められる。また、登録先知事が、法第18条の19に基づき当該保育士の登録を取り消した場合は、当該保育士に送付した保育士登録の取消しを行った旨の通知の写しを報告受付知事に送付するものとする。 ・また、これまで児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第20条において、都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた保育士について、登録の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、登録を行った都道府県知事に、その旨を通知しなければならないとされていたことを踏まえ、報告受付知事が保育士登録の取消しを適当と認めるとして、その旨を登録先知事に通知した場合は、この通知をもって児童福祉法施行令第20条に基づく通知を行ったものとして差し支えない。 	-	-	-

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
(その他の事実確認等に関する留意事項)	○	-	-	-
	<p>・保育士による児童生徒性暴力等に関する事実確認は、個々の事案の具体的な内容に基づいて行われるものであり、抽象的、一般的な基準に従って判断されるべきものではないが、例えば、以下のような点を踏まえて事実確認・事実関係の明確化を行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒性暴力等により懲戒免職・懲戒解雇されたこと（懲戒処分を行う原因となった事実の確認） ○本人への聴取の結果、児童生徒性暴力等を行ったことを認めたこと ○医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者など第三者の意見の聴取 ○刑事裁判又は民事裁判の事件記録等の活用 <p>・また、以下のような事例については、一律に児童生徒性暴力等に該当しないと判断すべきではなく、被害児童やその保護者への確認のほか、他の職員や児童からの聴取、防犯カメラ映像の確認など事実関係の調査を行い、その結果、保育士が児童生徒性暴力等を行ったと合理的に認められる場合には、県の判断により、法第18条の19第1項第3号の「児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合」に該当するものと解することができることに留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒性暴力等を行ったと報告された者が事実確認のための調査に応じない場合 ○児童生徒性暴力等を行ったと報告された者の所在が分からない場合 ○被害を報告した者等と児童生徒性暴力等を行ったと報告された保育士の言い分が異なる（否認している）場合 <p>・幼保連携型認定こども園の保育教諭等、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している者であって児童生徒性暴力等により幼稚園教諭免許状の失効又は取上げの処分を受けた者については、二度にわたる本人への聴取や事実確認のための調査等を行う必要がないよう、免許の失効又は取上げの処分に至った事実をもとに、児童生徒性暴力等の事実を認定し、登録取消しを決定することも考えられることから、教員免許所管部局と連携等を行うこと。</p> <p>・保育士が児童生徒性暴力等を行ったおそれのある事案に関する情報を迅速に把握し、事実確認のための調査等を行う必要があることから、任命権者等からの法第18条の20の3に規定する県への報告が行われていない場合であっても、このような事案を通報、報道等で把握したときは、任命権者等に対して事実関係の有無や同条に基づく報告の見込み等について確認することや、必要に応じて捜査機関への情報提供の依頼、被害児童の保護者への事実確認、当該保育士への質問等などにより事実確認を行うことが求められる。</p> <p>・保育士が保育所等の外で児童生徒性暴力等を行った場合や、児童福祉施設等に勤務していない保育士が児童生徒性暴力等を行った場合であっても、保育士登録の取消しの対象となることから、このような事案を通報、報道等で把握したときは、県は事実確認のための調査を行うこととなる。この場合においては、県は、捜査機関への情報提供の依頼、被害児童の保護者への事実確認、当該保育士への質問などにより事実確認を行うことが求められる。</p>			

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
(児童と保育士の接触回避等)				
-	-	-	-	○
				<p>・法第18条の20の3に規定する県への報告の前においても、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童と当該保育士との接触を避ける等児童の保護に必要な措置を講ずる必要がある。例えば、各保育所等において、当該保育士を担任から外したり、児童と接触しない事務作業に従事させるなど、児童への影響が生じないようにすることが考えられる。</p>
(保育所等に在籍する児童の保護及び支援等)				
-	○	○	○	-
	<p>・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。</p> <p>・保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。</p> <p>・保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。</p>	<p>・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。</p> <p>・保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。</p> <p>・保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。</p>	<p>・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。</p> <p>・保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。</p> <p>・保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。</p>	

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

	国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
	(保育所等において児童と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等)				
	-	-	○	○	-
			<p>・保育士以外の保育所等において児童と接する業務（当該施設等の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該施設等の児童に対するものに限る。）についても、早期発見のためのアンケートの対象にすることや、児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童との接触を回避するなど、保育士に準じた取扱いとする。</p> <p>・保育所等において児童と接する業務に従事する者の職については、業務の内容・範囲や職の名称、児童と接する度合い等が地域や施設の実情に応じて異なること、また、時代の変化等によりこれまでになかった業務に従事する者が絶えず新たに生じることから、網羅的に示すことは困難であるため、職の名称等で機械的に判断するのではなく、各施設の実態を踏まえつつ、児童の権利利益の擁護に資するようにする観点から、対象となる者を判断することが必要である。その上で、現時点で考えられる職としては次のようなものが考えられる。</p> <p>○事務職員、嘱託医、看護師、栄養士、調理員、保育補助者、保育支援者（キッズ・ガード）等</p>	<p>・保育士以外の保育所等において児童と接する業務（当該施設等の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該施設等の児童に対するものに限る。）についても、早期発見のためのアンケートの対象にすることや、児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童との接触を回避するなど、保育士に準じた取扱いとする。</p> <p>・保育所等において児童と接する業務に従事する者の職については、業務の内容・範囲や職の名称、児童と接する度合い等が地域や施設の実情に応じて異なること、また、時代の変化等によりこれまでになかった業務に従事する者が絶えず新たに生じることから、網羅的に示すことは困難であるため、職の名称等で機械的に判断するのではなく、各施設の実態を踏まえつつ、児童の権利利益の擁護に資するようにする観点から、対象となる者を判断することが必要である。その上で、現時点で考えられる職としては次のようなものが考えられる。</p> <p>○事務職員、嘱託医、看護師、栄養士、調理員、保育補助者、保育支援者（キッズ・ガード）等</p>	
第2-2-(3) 保育士登録の取消し	(留意事項)				
	-	○	-	-	-
		<p>・保育士登録の取消しは不利益処分に該当することから、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づく聴聞が必要となる。</p> <p>・従前は事実関係を争っていなかった保育士が、聴聞の段階で事実関係を争った場合であっても、一律に児童生徒性暴力等の事実が認められないと判断すべきではなく、例えば、①確定した裁判で児童生徒性暴力等の事実が認定されている、②従前は事実を認めた上で被害児童側と示談した、③従前は事実関係を争っていなかった理由や主張を変遷させた理由に合理的な説明がないなどの事情があり、当該弁明内容に信用性が認められず、児童生徒性暴力等を行ったと合理的に認められる事情があれば、「児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合」に該当することに留意する必要がある。</p> <p>・特定登録取消者となった者に対し、登録証の返納を求める際や、保育士の登録の取消処分を行った旨の通知を行う際などにおいて、特定登録取消者に該当する旨及び再度登録を受けるためには、その者の行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況その他その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができる旨等を示すものとする。</p> <p>・なお、保育士登録の取消し後に、人違いなどの理由で無罪判決が確定したなどにより児童生徒性暴力等の事実がなかったことが明らかになった場合は、知事は当該保育士に対する登録の取消処分の取消しを行うとともに、保育士登録簿の記録の回復や登録証の再交付、法第18条の20の4に基づくデータベースにおける当該保育士に係る記録の削除などを行う必要がある。</p>			

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
<p>第2-3 保育士の任命又は雇用に関する施策</p>				
<p>第2-3-(1) データベースの整備及び特定登録取消者に関する情報の記録</p>	<p>○ ・国は、特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録の取消の事由等に関する情報に係るデータベースを整備し、令和6年4月1日より運用を開始する（法第18条の20の4、附則第1条、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第372号））。 ・任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースが適切かつ有効に管理及び活用されるよう、国は、都道府県の協力も得ながら、具体的な運用マニュアルの作成及び周知徹底等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>○ ・県において登録を行った者が特定登録取消者に該当するに至ったときは、「児童福祉法第18条の20の4第1項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項」で規定する特定登録取消者に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第18条の20の4第2項）。この場合「迅速に記録する」とは、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消した日の翌日又は保育士の登録を取り消した者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消した者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める休日を除く）までに行うべきものとする。 ・データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、県においては、文書管理規則等に則った上で、特定登録取消者の登録の取消しに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。 ・法第18条の20の4第2項に基づくデータベースへの記録の入力については、改正法の趣旨等を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより登録の取消処分となった者に関する情報についても、データベースに記録するものとする。 ・児童生徒性暴力等以外の理由で登録の取消しを行った者のうち、後から児童生徒性暴力等が判明した者（第18条の20の2第1項第2号に該当）については、重ねて取消しを行うことはできないが、児童生徒性暴力等が判明した時点で、特定登録取消者に該当する旨などの内容を本人に文書で通知するとともに、データベースに掲載するものとする。 ・児童生徒性暴力等を行った者のうち、児童生徒性暴力等を行ったことによる登録の取消し（法第18条の19第1項第3号）の前に、禁錮以上の刑が確定したことにより、登録の取消しとなる（法第18条の19第1項第1号）ケースもあり得るが、その際、当該登録の取消しを受けた者が児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたかどうか等を正確に識別するため、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことが考えられる。なお、法第18条の19第1項第1号に該当する者のうち、児童生徒性暴力等を行った者の登録の取消しにあたっては、同号及び同項第3号に基づいて行うものとする。 ・データベースに記録された情報は、機微な個人情報であることから、情報に触れる者は任命又は雇用の判断の権限を有する者に限定すること、当該権限を有する者のみがデータベースにアクセスするためのユーザーID・パスワードを付与されるものとし、付与された者は当該ユーザーID・パスワードを第三者に使用されないよう適切に管理すること、当該権限を有する者が権限を喪失した場合はユーザー情報を変更又は廃止すること、データベースを不正の目的により利用させないこと、検索結果等の情報は紛失・盗難・漏えい防止措置を講ずること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することを実施することに加え、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）に例示された安全管理措置を適切に施すこと。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

	国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
<p>第2-3-(2) 保育士を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等</p>					<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第18条の20の4第3項）。データベースの活用は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に活用してはならない。 ・データベースの活用にあたっては、機微な個人情報の適正な管理に加え、不正利用を防止する必要があることから、データベースを活用することができるのは、保育士を置くこと等が法令等により明らかであり、かつ、所管する自治体による指導監督権限が及ぶ施設・事業所（別添4の表1及び表2）とする。 ・データベースの活用は、公私立の別や、前職の有無、常勤・非常勤といった任用形態（任期の定めのない常勤職員・任期付職員・臨時的任用職員・再任用職員・会計年度任用職員等）、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、保育士を任命し、又は雇用しようとする場合に任命権者等に義務付けられているものであること。 ・データベースの活用は、機微な個人情報に係る情報である特定登録取消者に該当するか否かの確認であり、その結果によって任命権者等の雇用の判断にも影響がある行為であることを踏まえ、任命権者等は、保育士を任命し、又は雇用しようとするとき、具体的には、採用内定予定者である保育士についてのみ行うこととする。なお、任命権者等が本データベースを検索して採用内定予定者（特定登録取消者に該当しないことが確認されれば、採用内定者となる者のことを言う。以下、同じ。）の情報を確認するにあたっては、任命権者等からこども家庭庁への個人データまたは保有個人情報の提供が生じるが、当該提供は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下、「個人情報保護法という」）第27条第1項第1号又は同法第69条第1項に定める「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意は必ずしも求められるものではないが、本データベースでの検索の結果に照らして採用しないとの判断をすることがあり得ることを踏まえ、任命権者等は、保育士の公募等の段階においてあらかじめ、保育士としての採用を希望するものに対して、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があることを書面等により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましい。 ・採用内定予定者が特定登録取消者に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）にのっとり、適正に情報を取り扱うこと。 ・特定登録取消者の任命又は雇用を行う場合は、児童生徒性暴力等が保育士の登録取消事由とされていることを踏まえ、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性を確認するなど、慎重な判断が求められることに留意が必要である。 ・なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消しとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者でない者など保育士資格取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、旧姓や改名前の氏名が判明している場合には、両方でデータベースを検索するものとする。 ・採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上で適切な判断は、前職の有無や、常勤・非常勤といった任用形態（任期の定めのない常勤職員・任期付職員・臨時的任用職員・再任用職員・会計年度任用職員等）、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
第2-4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策				
第2-4-(1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録	(改正法による規定)	-	-	-
	○ ・改正法により、刑事裁判で所定の罪の罰金又は禁錮以上の刑に処せられた保育士の登録に係る欠格期間については、同じく児童と接する教員の場合と同様、以下のように規定している。 ○ 禁錮以上の刑に処せられた場合は無期限 ○ 法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられた場合や登録取消し等による場合は3年 ・なお、禁錮以上の刑に処せられた場合の欠格期間について無期限としているが、教員の場合と同様、刑法における刑の消滅規定（刑法第34条の2）の適用は受けることから、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは効力を失うため、保育士の再登録は可能となる。なお、執行猶予の場合には、猶予期間満了により刑の言渡しは効力を失う（刑法第27条）ため、執行猶予期間満了時から保育士の再登録は可能となる。 ・特定登録取消者について、その者の行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとする。（第18条の20の2第1項） ・特定登録取消者には、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者のほか、これら以外の者であつて、保育士登録を取り消された者のうち保育士登録を受けた日以降に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者も含まれる（法第18条の20の2第1項第2号）。例えば、傷害事件で懲役刑を受け、保育士登録を取り消された者が、傷害事件とは別に保育士である期間中に児童生徒性暴力等も行っていたことが取消しの後で判明したケースについては、仮に執行猶予期間の満了等により刑の言渡しは効力を失い、法第18条の5第2号（禁錮以上の刑に処せられた場合）に該当しなくなった者であっても、再登録審査の対象となる。 ・知事は、法第18条の20の2第1項の規定による登録をしようとする際に必要があると認めるときは、当該保育士の登録を取り消した都道府県知事その他の関係機関に対し、当該特定登録取消者の行った児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができることとする。（第18条の20の2第3項） ・国家戦略特別区域限定保育士であつて、児童生徒性暴力等を行ったことにより国家戦略特別区域限定保育士資格が取り消された者について、仮に当該者が欠格期間の経過後に保育士試験に合格する等により保育士資格を有することとなった場合、保育士資格としては新規の登録となるが、保育士の登録にあたっては制限をかけるべきであり、再登録審査の対象としている（第18条の20の2第1項各号）。			
(再登録審査の基本的な考え方)				
	○ ・再登録審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録取消し等となった保育士が、保育の現場に戻ってくるという事態はあってはならないということであり、再登録の審査に当たっては、県においては、県社会児童福祉審議会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害児童及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。 ・改正法の趣旨等を踏まえ、再登録を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が否定できない場合は基本的に再登録を行わないことが適当であり、県は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある。 ・その際、再登録が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定登録取消者が再登録を希望する場合、当該申請者において申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を県に提出し、自身が再登録を受けることが適当であることを証明する必要がある。			

【こども家庭庁】「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より 国・県・市町村・保育所等・任命権者の役割（抜粋）

令和6年8月 島根県子ども・子育て支援課 作成

国	島根県	市町村	保育所等	任命権者等
<p>(再登録が不適当と考えられる場合)</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の再登録審査の基本的な考え方を踏まえると、例えば、以下のような者に対し再登録することは、基本的に不適当であると考えられる。 ○過去に行った児童生徒性暴力等に高い悪質性が認められる者 ○加害行為の再犯防止のために一定の条件を要する者（例えば、医師による治療・服薬指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない等） ○保育士登録の取消期間中を含め、長期間に渡り児童と接しない職業等において加害行為を犯さなかったとしても、保育士として復職することにより児童と接することが契機（トリガー）となって、再び児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者 ○過去、特定登録取消者となった後に再登録を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者 ○自己申告内容の重要な部分に明らかな虚偽が認められる者等 	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
	<p>(留意事項)</p> <p style="text-align: center;">-</p>			
<p>第2-4-(2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、再登録審査に関して全国で統一した運用を図るとともに、都道府県における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行う。なお、委員は他の都道府県の審議会又は教育職員性暴力等防止法第23条に規定する都道府県教育職員免許状再授与審査会で同様の業務を兼務すること（いわゆる掛け持ち）も可能である。 	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県による特定登録取消者に対する保育士資格の再登録を行うに当たって、あらかじめ県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に意見を聴かなければならない。（法第18条の20の2第2項） ・再登録審査の公平・公正性や専門性を確保するため、審議会には、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）を参画させることが考えられ、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により議決を行うものとする。なお、第三者性の確保の観点から、県の職員は、審議会の委員としては参画しないものとする。 ・審議会は、県に対し、特定登録取消者について再び登録を行うことが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審議会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審議会の意見とすることができる。 ・審議会の公開については、個人情報を取り扱うこととなり、また、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれもあるため、基本的に非公開となることが想定されるが、県の関係条例等を踏まえ、適切に判断する。その際、例えば、会議は非公開としつつ、事後的に議事要旨を公にすることも考えられる。なお、審議会の委員は、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号該当）の身分を有し、同法上の守秘義務等は課されないこととなるため、規則等で守秘義務に関する規定を定める必要がある。 ・県児童福祉審議会の職務等に関する必要な事項については、県の児童福祉審議会規則等により定める必要がある。なお、具体的な委員の委嘱のタイミング等については、地域の実情や申請状況等も踏まえつつ、柔軟に対応することも可能である。 				

出典：厚生労働省策定「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋（R6.3.29こども家庭庁改正）